

研究開発税制を強化しました

将来の経済成長の礎となる企業の研究開発投資の維持・拡大を後押しする研究開発税制・中小企業技術基盤強化税制※を強化・延長しました。

※中小企業向けの研究開発税制

- ・試験研究費の一定割合を法人税・所得税の税額（法人税額等）から控除できる制度です。
- ・研究開発投資の全体額に適用可能な「一般型」と、2者以上が関わる共同研究等において適用可能な「オープンイノベーション型」があります。
- ・令和8年度税制改正で、「戦略技術領域型（大学拠点等強化類型を含む）」の創設や、一部型への繰越控除制度の創設等を行います。

★POINT！

- 1 研究開発投資を行う全ての企業が活用できる可能性があります。
- 2 「一般型」では、試験研究費を増やすほど、高い控除率（0～14%）を適用できます。
- 3 「オープンイノベーション型」では、共同研究先等に応じて、高い控除率（20・25・30%）を適用できます。
- 4 令和9年度より、更に高い控除率（40・50%）を適用できる「戦略技術領域型」を創設します。
- 5 「戦略技術領域型」と「中小企業技術基盤強化税制」に、3年間の「繰越控除制度」を創設します。

計算イメージ

①～③のそれぞれの型の合計が全体の控除額になります。

税額控除額 = 試験研究費※ × 控除率（法人税額に対する控除上限割合あり）

①一般型：0～14%

②オープンイノベーション型：
20・25・30%

③戦略技術領域型：40・50%

①一般型：原則25%
（20～35%の間で変動）

②オープンイノベーション型：10%

③戦略技術領域型：10%

※試験研究を行うための、①原材料費、②人件費、③経費、④委託試験研究費、⑤技術研究組合の賦課金が対象。

措置内容

強：令和8年度税制改正において強化されたポイント

実施する研究開発に応じ、「一般型」、「オープンイノベーション型」、「戦略技術領域型(令和9年度～)」が適用できます。

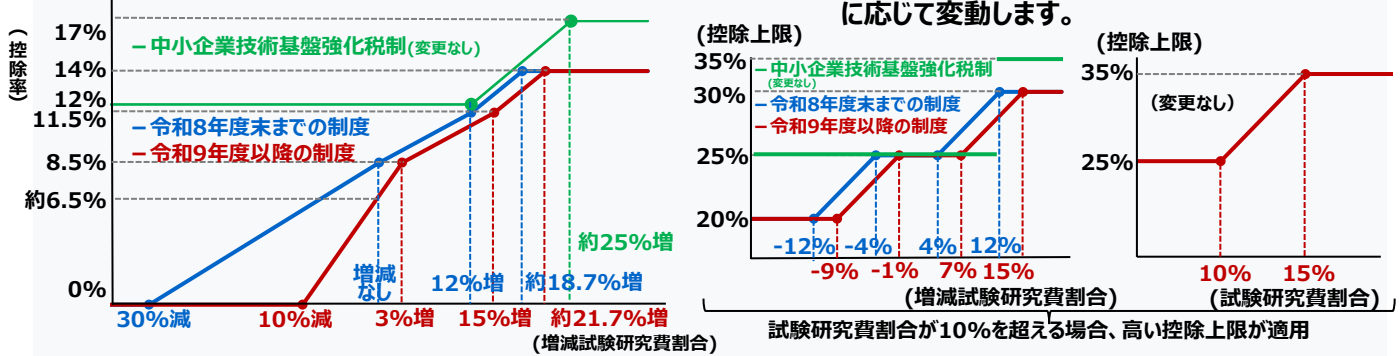
1 一般型 (中小企業は中小企業技術基盤強化税制)

【適用期限の定めなし(一部時限措置)】

控除上限：**原則25%**
(20～35%の間で変動)

試験研究費の額の一定割合を、その事業年度の法人税額等から控除できます。

控除率：増減試験研究費割合※1に応じて変動します。 控除上限：増減試験研究費割合※1や試験研究費割合※3に応じて変動します。



※1 増減試験研究費割合とは、試験研究費の額から比較試験研究費の額※2を減算した金額の比較試験研究費の額に対する割合。
 ※2 比較試験研究費の額とは、前3年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額を平均した額。
 ※3 試験研究費割合とは、平均売上金額(適用年度及び前3年以内の事業年度における売上金額の平均額)に占める試験研究費の額の割合。

・中小企業技術基盤強化税制に

3年間の繰越控除制度を導入 **強**

2 オープンイノベーション型

【適用期限の定めなし】

控除上限：**10%**

下記の共同・委託研究等を実施した場合、費用の一定割合を法人税額等から控除できます。

制度の類型	控除率
特別研究機関※4、 大学等との共同・委託試験研究 強	30%
スタートアップ等との共同・委託試験研究	25%
その他の民間企業等との共同・委託試験研究	20%
中小企業者の知的財産を使用して行う試験研究	
技術研究組合の組合員が協同して行う試験研究	
高度研究人材の活用に関する試験研究 強	
希少疾病用医薬品・特定用途医薬品等に関する試験研究	

経済産業大臣の指定を受けた大学等との共同・委託研究の第三者監査を廃止し合理化

- **高度研究人材の定義の拡充**
博士号取得から5年未満に加え、**雇用されてから5年未満も対象に追加**
- **公募要件を緩和**
使用人による提案も対象に追加

その他の要件は経済産業省ホームページ等にてご確認ください。

3 戦略技術領域型 (大学拠点等強化類型を含む)

【適用期限：改正産技法※施行日から令和11年3月末まで】※第221回国会で審議中

控除上限：**10%**

戦略技術領域の研究開発について、試験研究費の一定割合を法人税額等から控除できます。

- ・ 控除率 事業者が認定計画に基づき自ら実施する研究開発：**40%**
認定研究拠点と実施する共同研究等(大学拠点等強化類型)：**50%**
- ・ **3年間の繰越控除制度を導入** ・ 令和10年度末までに認定を受けた計画に最大5年間適用

<戦略技術領域> 以下の領域における特に早期の企業化が期待される技術

- ① AI・先端ロボット
- ② 量子
- ③ 半導体・通信
- ④ バイオ・ヘルスケア
- ⑤ フュージョンエネルギー
- ⑥ 宇宙

令和8年度税制改正に伴う留意事項(全型共通)

海外委託研究費の取扱い：控除対象にできる試験研究費を令和8年度70%、令和9年度60%、令和10年度以降50%の割合に段階的に見直し。ただし、「医薬品、医療機器又は再生医療等製品に係る試験研究のうちその医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験の委託に係る試験研究費の額」は除く。

租税特別措置の不適用措置：大企業につき、所得が対前年度を上回る事業年度において、①継続雇用者の給与等支給額の対前年度増加率1%未満(従業員数2,000人超の場合等は2%未満)、②国内設備投資額が当期償却費総額の30%以下(従業員数2,000人超の場合等は40%以下)のいずれかに該当する場合、本制度は適用されません。

その他詳細は経済産業省の公表をお待ちください。

研究開発税制の詳細はこちら



経済産業関連税制の詳細はこちら

